

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月29日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第54号

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒が社会的自立のための学び及び相談の場として、フリースクール等を利用するために要する費用の一部を支援し、もって当該不登校児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (2) フリースクール等 不登校児童生徒に対して学習活動、教育相談等の活動を行う民間の施設等であって、当該不登校児童生徒が在籍する学校の校長が、当該施設等を利用することをもって、指導要録上の出席扱い（以下「出席扱い」という。）とすることができると認めたものをいう。
- (3) 利用料 不登校児童生徒がフリースクール等を利用する対価として支払われる費用のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 授業料
 - イ 施設利用料
 - ウ その他市長が認める費用

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する不登校児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が利用するフリースクール等の利用料を負担する保護者であって、市税を滞納していないものとする。

- (1) 市内に住所を有し、赤穂市立小学校又は中学校に在籍していること。
- (2) 第6条の規定による申請の日前1年間において、学校をおおむね30日以上欠席していること。
- (3) フリースクール等を利用し、その利用日について、在籍する学校の校長から出席扱いを受けていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象児童生徒がフリースクール等を利用するために補助対象者が負担する利用料（他の制度により補助を受け、又は受ける見込みがある費用を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象児童生徒1人当たり、1月につき補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と1万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) フリースクール等の利用に係る契約内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかに赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ指定する日までに赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書（様式第5号）にフリースクール等の利用状況及び利用料の支払状況が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 4月1日から9月30日まで
- (2) 10月1日から3月31日まで

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、前条各号に掲げる期間ごとに補助金の交付額を確定し、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第7条の規定により通知した交付決定額（第8条第2項の規定により変更を承認した場合は、同項の規定により通知した額）と同額の場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求等）

第11条 交付決定者は、前条第1項の規定により補助金の額が確定したときは、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、赤穂市フリースクール等利用児童支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

申請者 住 所
氏 名
児童生徒との関係
電 話 番 号
メールアドレス

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金の交付を受けたいので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

児童生徒	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 ー 赤穂市
在籍学校		学校名：赤穂市立 第 学年 組 (学級)
利用するフリースクール等		名 称： 住 所： 電話番号：
利用予定期間		年 月 日から 年 月 日まで ※出席扱いとなる期間を記入してください。
利用料		月額 ・ 日額 円
補助対象経費（月額）		円
交付申請額（月額）		補助対象経費（月額）× 1 / 2 （1, 0 0 0 円未満切捨て） 円（上限 1 万円）
交付申請額（年額）		交付申請額（月額）× 利用予定月数 円

同意欄（次の項目を確認し、□にチェックを付けてください。）

- ☐ この補助金に係る交付決定の審査に必要な範囲で、市が住民登録、市税の納付状況等を関係機関に確認及び照会することについて同意します。
- ☐ 児童生徒の様子、補助金の申請に係る情報等について、市、市教育委員会、在籍学校及び利用するフリースクール等が相互に情報共有することに同意します。

様式第2号（第7条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり決定したので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付の可否 交付 ・ 不交付

2 対象児童生徒の氏名

3 利用するフリースクール等の名称

4 交付決定額 円
（ 4月～9月利用分 円 ）
（ 10月～3月利用分 円 ）

5 交付条件

- (1) 赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 4月から9月までの利用分は 年 月 日までに、10月から3月までの利用分は 年 月 日までに実績報告を行うこと。

6 不交付の理由

様式第 3 号(第 8 条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認申請書

年 月 日

赤穂市長 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた赤穂市フリースクール等
利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり変更がありましたので、赤穂市フリース
クール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 対象児童生徒の氏名

2 変更内容

(1) 利用するフリースクール等の名称

(2) 変更交付申請額

フリースクール等の利用料	月額 ・ 日額 円
補助対象経費（月額）	円
交付申請額（月額）	補助対象経費（月額）× 1 / 2 （1, 0 0 0 円未満切捨て） 円（上限 1 万円）
交付申請額（年額）	交付申請額（月額）× 利用予定月数 円

3 変更理由

4 変更（予定）年月日 年 月 日

※変更内容の分かる書類を添付してください。

様式第4号 (第8条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり決定したので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | | |
|---|-----------------|--|---|-----|
| 1 | 承認の可否 | 承認 | ・ | 不承認 |
| 2 | 対象児童生徒の氏名 | | | |
| 3 | 利用するフリースクール等の名称 | | | |
| 4 | 変更後交付決定額 | | | 円 |
| | | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">[</div> <div style="text-align: center;"> 4月～9月利用分
 10月～3月利用分 </div> </div> | | 円 |
| 5 | 不承認の理由 | | | |

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書

年 月 日

赤穂市長 宛

報告者 住 所
氏 名
電話番号

1 対象児童生徒

氏 名	
フリースクール等の名称	

2 利用日（利用した日に○を付けてください。）

月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計 日

3 補助対象経費及び補助金の額

利用月	補助対象経費（利用料の総額）	補助金の額（1月につき上限1万円） ※補助対象経費×1/2（1,000円未満切捨て）
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
計	円	円

※入会前の体験利用料、入会金、飲食費、課外活動費、交通費等は補助対象外とします。

※フリースクール等の利用状況及び利用料の支払状況が確認できる書類を添付してください。

様式第6号（第10条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで実績報告のあった赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

1 対象児童生徒の氏名

2 交付確定額

円（ 月～ 月利用分）

様式第7号(第11条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で確定（交付決定）を受けた赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円（ 月～ 月利用分）

2 対象児童生徒の氏名

3 振込先口座

金融機関	銀行・金庫 信組・信連 農協・漁協		本・支店 本・支所 出張所
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先口座の情報が分かる通帳等の写しを添付してください。

様式第8号（第12条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり当該決定を取り消したので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 対象児童生徒の氏名

2 交付決定額

円

〔 4月～9月利用分 円 〕
〔 10月～3月利用分 円 〕

3 取消額

円

〔 4月～9月利用分 円 〕
〔 10月～3月利用分 円 〕

4 取消後の補助金額

円

〔 4月～9月利用分 円 〕
〔 10月～3月利用分 円 〕

5 取消理由